平成２４年（フ）第４０６号
千葉市花見川区花見川２番34棟201号
債務者　福田　文夫
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４０９号
千葉県八千代市大和田新田15番地高津団地７街区24棟303号
債務者　山口　喬一
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４１０号
千葉県八千代市大和田新田15番地高津団地７街区24棟303号
債務者　山口ハル子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４４２号
千葉県船橋市東船橋６丁目２番６号
債務者　岩佐　恭伸
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４４６号
千葉市中央区出洲港６番13号
債務者　南部　崑夫
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４５９号
千葉県習志野市東習志野２丁目16番１―102号
債務者　渡嘉敷明美
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３９号
千葉県君津市西坂田４―９―３―111号　間宮和子方、住民票上の住所千葉県いすみ市大野1359番地
債務者　平野　幸敏
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第４２号
千葉県富津市千種新田600番地
債務者　鷹巣　嶺男
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第４３号
千葉県富津市千種新田600番地
債務者　鷹巣　榮子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第４９号
千葉県袖ケ浦市大曽根757番地２
債務者　重田美奈子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第５６号
千葉県木更津市桜井新町２丁目８番地５　シルクロードＢ201
債務者　齊藤　一明
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１６号
千葉県香取市西田部1256番地12　Ａ―201
債務者　佐藤　美幸
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第２３号
石川県七尾市大和町ヌ部14番地３　たから荘６号
債務者　水口　秀治
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第１０２号
静岡県伊豆市下白岩191番地
債務者　乙部かづ代
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
愛知県岩倉市南新町三反田965番地54
債務者　日比野静代
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
愛知県岡崎市中島町字上町86番地１
債務者　杉浦キヨ子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９４号
愛知県岡崎市上地２丁目２番地２
債務者　小池　直人
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９６号
愛知県豊田市柿本町２丁目７番地２　オーケーズ豊田西504号
債務者　塚脇　勝恵
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係